

代議員の選出の手續きなどに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、今治市PTA連合会会則（以下「連合会」という。）第8条第3項の規定に基づき、代議員の選出の手續きなどに関し必要な事項を定める。

(代議員数)

第2条 単位PTAから選出される代議員の人数は、3名とする。

(基準)

第3条 単位PTAから選出される代議員は、次の基準に該当する者より選出するものとする。

- (1) 児童生徒の保護者（P）を代表する者（今治市立小中学校PTA会長など）
- (2) 教職員（T）を代表する者（今治市立小中学校長など）
- (3) 単位PTAを代表することができる、前号及び第1号を除く役員

(兼務禁止)

第4条 代議員は、連合会役員を兼務することができない。

(代理の指名)

第5条 代議員がやむをえない事情により総会を欠席しなければならないときは、単位PTAは代理の代議員を指名し、出席させなければならない。

附 則

- 1 この規程は、議決の日から施行する。